

近畿地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者の皆様へ

令和3年4月1日～経営事項審査の変更について

近畿地方整備局管内7府県（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の経営事項審査における変更について、以下の通りお知らせします。

変更箇所	経営事項審査の手引き該当ページ	変更内容
技術職員数（Z1）に係る改正（技術職員名簿 項番82関係）	<手引き資料編> P資-3 P資-7	○改正建設業法において新設された一級技士補（1級建設機械施工技士補、1級土木施工管理技士補等）を4点として評価
労働福祉の状況に係る改正（その他の審査項目（社会性等）項番46「法定外労働災害補償制度加入の有無」関係）	<手引き> P23	中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても加点
建設業の経理の状況（W5）に係る改正（その他の審査項目（社会性等）項番52・53・54「建設業の経理の状況」関係）	<手引き> P12 P23 P25	<p><公認会計士> 公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者（公認会計士として登録されていることが前提）</p> <p><税理士> 税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者（税理士として登録されていることが前提）</p> <p><1級又は2級の登録経理試験> ○1級又は2級の登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ○1級又は2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者</p> <p>※H28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月末までの間は、講習未受講の者も引き続き経審上評価対象となる。</p>
知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（W10）に係る改正（その他の審査項目（社会性等）項番61・62「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」関係）	<手引き> P12～13 P21～23 P25 <手引き資料編> P資-7 P資-16～17	<p>○技術者に関する評価については、所属する技術者が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値により評価する。</p> <p>○技能者に関する評価については、所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の割合により評価する。</p>

◆本件改正に伴う再審査について

再審査受付期限：令和3年7月29日まで

※手数料は必要ありません。